

日時・場所	令和元年9月17日(火) 15時00分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、瀬川議会事務局長、竹中政策調整部長、吉川病院事務部長、小山総務部長、三上総務部政策監、田中市民部長、高橋健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、野崎都市建設部長、遠藤環境経済部長、杉本教育部長、吉田政策調整部次長、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 市民ニーズや課題に対して敏感さに欠ける事例が見受けられる。その要因として、幼児教育保育無償化、プレミアム付き商品券、国の制度改正、消費増税に伴う対策等、本来、市の業務でないものに労力を割いたりしていることがある。また、色々なサービスが良い形で提供できているため、それでよしとする気風が生まれているのかも知れない。常に社会情勢は変化しており、市民ニーズも変わりつつあるので、敏感に、積極的に感度を上げて対応するようにしてもらいたい。
- 事故やミスがあったときには早く的確に報告してもらっているが、いくつか抜けていたものがあった。すぐに公表するように指示をしたが、当事者の了解が得られないとの説明があった。当事者の情報やプライバシーに関することまで出す必要はなく、市が行なったことの問題点だけを客観的に外部にお知らせすることは可能である。相手の承諾がないからという理由でよしとしてしまい、自らの誤りが外に出ないことにならないように気をつけて欲しい。秘匿しないで、どんなことがあろうが市の責任として基幹情報は出すように努めて欲しい。

2. 議題

① 野洲市内在住外国人支援に係るテレビ電話通訳の実証実験について

現在、市内在住外国人への通訳支援については野洲市国際協会への運営補助を通じて実施しているが、費用対効果や即時対応可能な言語数、個人情報保護に係る守秘義務契約に係る課題がある。

また、平成31年4月の入管法改正に伴い、市内への外国人の転入増加が見込まれる中、通訳・翻訳については市の責務として実施する必要があると考える。

現段階での通訳を必要とする案件の多くは、一般的な申請・手続き業務であることから、常駐の通訳職員を雇用するのではなく、テレビ電話による通訳の導入を検討したい。については実証実験を行ってその効果を分析し、来年度以降の導入の是非について検討していきたい。

→実証実験後はこれを採用するのか。

→使い勝手や、どの程度実用に耐えられるのかを確認したい。見本を見た限りでは、見えそうな印象であるが、更にデータを蓄積した上で、来年度予算編成の中で議論していきたい。

→10月下旬まで実験を行った後、その検証はどうするのか。来年度予算編成には間に合わないのではないかな。

→当初予算でなくても、年度途中の補正予算要求でも良いのではないかな。

→予算時期は特定せずに導入の是非を検討していく。

→端末はどこに設置するのか。

→実験では1台のみであるため、市民課に設置予定である。

→各課で希望があればご利用いただきたい。

② 令和元年第4回野洲市議会定例会提出議案(No. 3)(案)について

令和元年第4回野洲市議会定例会に、その他1件(事業契約の変更について(野洲市余熱利用施設整備運営事業))の議案を提出する。

③ 災害義援金等の受付について

8月下旬に九州北部で発生した豪雨災害（佐賀県）について、日本赤十字社で義援金の受付が開始されたことについて、社協から市に連絡があった。これを受け、市においても9月12日から令和2年2月28日まで受付を行う。なお、日赤が実施する義援金の受付について、社協ではその全てを実施されているが、市では自然災害によるもののみ取り組むこととしている。市の窓口で募金箱を設置するが、寄附金控除を受けたい場合は受領書を発行できる社協へ直接義援金を持参する必要がある。

④ 旧三上保育園の解体工事に係るアスベスト対策について

近江富士団地内にある旧三上保育園については、平成30年度に解体の実施設計を行い、本年度に解体工事に着手しており、現在は地元調整に入っている。

平成20年度に検出された遊戯室屋根裏のアスベストについては、固化剤噴霧により飛散防止対策済みであり、その後のモニタリング調査でも検出されていない。解体にあたっては、関係法令等に基づき専門業者による適切な飛散防止措置を講じて撤去工事を行う。

解体・撤去後の土地利用については売却を基本としているが、市と近江富士自治連合会の覚書において、連合会が当該土地の自治会活動への活用に係る検討をされる期間が令和2年3月末までとされているため、それまでは先行しての売却は行わないこととしている。

→自治会への対応はどうか。

→近江富士自治連合会長にお会いして説明する予定である。

→解体工事の説明会について日程調整をするのか。

→そうである。その前段としてこれまでの経過を説明する。

→平成20年8月当時、アスベストが検出されたことは地元自治会に説明できているか。

→当時、保育園保護者に説明はしている。

→これまでの説明の経過を整理し、資料を修正すること。

⑤ 全員協議会への提出事項

報告事項6件、連絡事項3件を9月度全員協議会へ提出するので、各部で対応をお願いする。未だ庁議にかかっていない案件については、次回の部長会議が最終となるので付議されたい。

→特別養護老人ホームの案件は何を報告するのか。

→先般、整備事業者において入札が執行されたので、事業者から報告される見込みのスケジュールについて報告する予定である。

→運営開始が遅れることは既に報告できており急がなくても良いのではないかと。現時点でスケジュールが未定であれば、確定したものが出来てから来月以降に報告すれば良い。

→この案件は今月の報告事項から取り下げることとする。

3. その他伝達事項

○ 議会答弁資料の全面公開を要求されている。議会は答弁資料を元にした生のやり取りが最終的に公文書化されるのであり、答弁資料を公文書として公開せよと言われるのなら、議会を開かずに全て文書でやり取りすれば良い。基本的に公文書の公開に関する今までのスタイルは変えずに判断すれば良いが、打合せの過程で異なる内容のものがいくつもある答弁資料の中で、どれを公開するのか特定することもできず、予め用意した答弁は仮の文書であり、通告のない質問もある。議事録の検証をするなら分かるが、答弁資料を公開請求する意味が分からない。総務部に法的に検討するよう指示している。

4. 次回部長会議の予定

9月24日(火) 8時45分～ 庁議室